



横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

六本木事務所 〒106-0032

東京都港区六本木 6-8-10 STEP 六本木ビル WEST

TEL 03-5411-8441 FAX 03-5411-8442

組織再編税制で申告漏れ

先日の新聞報道で、全国のパチンコグループ 40 社が国税局の調査を受け、合計 1,000 億円の申告漏れを指摘されたとの報道がありました。これは、ある元税理士が平成 13 年に施行された組織再編税制を利用し、租税回避スキームを編み出したようです。

ここで、そのスキームを概観しますと、会社は所有するパチンコ店舗など含み損を抱えた資産を現物出資の方法により子会社 A を設立します。次に、この子会社 A 株式を現物出資の方法により子会社 B 社を設立します。そして B 社株式を基に C 社を設立と、次々に大量の子会社を設立します。その上で、B 社は保有する A 社株式を時価で売却し、損失を計上した上で、黒字のグループ会社と合併させて、損益を通算し、納税額を圧縮しました。続いて同様に、C 社は保有する B 社株式を売却し、損失を計上、合併するといった取引を繰り返していたようです。

この取引は、見せかけの損失が無限に増えていきますので、常識的に考えると、あり得ない取引だと思われる方が多いと思います。

ここで注目すべき点は、税務当局の課税の方法にあります。このスキームは、個々の取引は法律적으로는問題なく設計したと思われる。そのため、国税局は通常の否認の方法ではない、「行為計算否認規定」を適用して、否認したのではないかと推察されます。この行為計算否認規定とは、個々の取引について法的に問題なくとも、それを許すと税負担を不当に軽減されると税務署が判断した場合、その行為を否認し、それがなかったものとして計算できるという規定です。租税回避目的以外に経済合理性を見出せなかったため、税務当局は最終手段としてこの規定を適用したのだと思います。

欠損金や含み損目当ての組織再編成で、その取引に税目的以外の経済合理性が無い場合、上記規定により否認される可能性がありますので、ご注意ください。

あなたのマンションでは空き駐車場問題ありませんか？

マンションの駐車場の借り手不足が社会問題となっています。利用率の低下は利用収入の低下となり、修繕積立不足と管理費不足を招くという事態に発展しています。このような事態に頭を悩ます管理組合が余剰駐車場を外部に貸し出そうと企画しても、税制が足かせとなっていました。

元々、マンション管理組合が徴収する管理費や駐車場使用料はマンション所有者の共有財産の維持管理の実費相当額であり、その支払者も利益享受者もマンション所有者に限定される共済的事業であることから、法人税の課税対象とならない取り扱いが原則でした。

ところが、空き駐車場を外部に貸し出すと特定の参加者以外から収入を得る活動となり、法人税の課税対象になってしまうのです。しかも、課税の判断が全国の税務署で異なる見解となる事態になっていました。つまり駐車場のうち一部だけ貸している状況で、住民から徴収する分も含めて課税取引となるのか区分管理すれば外部部分だけでよいのかという点や、外部者と住民との優先性の有無などによる課税の取扱いが問題になっていたため、外部貸出に及び腰となる事例が多々ありました。さすがにこれはマズイということで、国土交通省住宅局から分書による公開質問が出され、平成 24 年 2 月 13 日に回答が国税庁から公表されました。実際の質疑応答では 3 つのケースを例示し、それぞれに課税状況が異なる結論になっています。端的に言いますと、マンション住民の便宜を図るために存在する設備ですから、①住民が希望する場合は外部者が一定の時期までに明け渡すこと②外部貸出分と住民使用分を区分管理すること③使用料収入は管理費もしくは修繕積立金に充当されること、を条件に外部貸出をしても住民からの収入分は従前通り非課税という取り扱いです。また、たまたま近くの工事作業用に短期間の賃貸申し出に応じた場合などは住民の利便性を損なわない、つまり空き駐車場に余裕がある場合は非課税収入として認められるという結論となっています。課税関係は決着しましたが、運営にかかる手間を考慮すると空き駐車場そのものの改善には程遠いかもしれません。